

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
池田土木事務所	公有財産台帳の登録について、改修工事の完了による引渡しの日を取得年月日として登録すべきところ、誤った日を登録していた。 <table><tr><td>財産名称</td><td>工事完了による引渡しの日</td><td>実際に登録した取得年月日</td></tr><tr><td>修行の古場便所</td><td>令和３年11月10日</td><td>令和６年２月１日</td></tr><tr><td>琴ノ家前便所</td><td>令和３年11月10日</td><td>令和６年２月１日</td></tr><tr><td>民家集落内東便所</td><td>令和４年５月20日</td><td>令和６年２月１日</td></tr><tr><td>公園管理事務所</td><td>令和４年５月20日</td><td>令和６年２月１日</td></tr><tr><td>野外音楽堂</td><td>令和４年５月20日</td><td>令和６年２月１日</td></tr></table>	財産名称	工事完了による引渡しの日	実際に登録した取得年月日	修行の古場便所	令和３年11月10日	令和６年２月１日	琴ノ家前便所	令和３年11月10日	令和６年２月１日	民家集落内東便所	令和４年５月20日	令和６年２月１日	公園管理事務所	令和４年５月20日	令和６年２月１日	野外音楽堂	令和４年５月20日	令和６年２月１日	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第５条 ２ 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (３) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略)
財産名称	工事完了による引渡しの日	実際に登録した取得年月日																		
修行の古場便所	令和３年11月10日	令和６年２月１日																		
琴ノ家前便所	令和３年11月10日	令和６年２月１日																		
民家集落内東便所	令和４年５月20日	令和６年２月１日																		
公園管理事務所	令和４年５月20日	令和６年２月１日																		
野外音楽堂	令和４年５月20日	令和６年２月１日																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和６年10月16日）